

働く人が受ける定期健康診断

の診断項目が変わりました。

労働安全衛生法では、事業者に対して、労働者の健康の保持増進、疾病の早期発見・予防のみならず、労働者の就業の可否・適正配置・労働環境の評価などを判断するため、定期健康診断等の実施を義務付けております。

定期健康診断等における健康診断の項目は、作業関連疾患である脳・心臓疾患に適切に対応するという観点から、随時その項目を見直してきており、この度、新たな医学的知見が得られことから次の項目の見直しを行い、平成20年4月1日から施行されました。

1. 腹囲の検査を追加したこと。
 2. 血中脂質検査のうち、総コレステロールを低比重リポ蛋白（LDL）コレステロールに変更したこと。
 3. 尿糖の検査の省略基準を削除し、必須としたこと。
- * なお、問診において喫煙歴及び服薬歴を聴取することを徹底するとされた。

定期健康診断等の項目の詳細をお知りになりたい方は、

[ここをクリック](#)してください。